

**次期環境施設（一般廃棄物中間処理施設）の立地場所を、2市2町（矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町）から再度選定することといたしました。**

## ■候補地の諸条件

（下記の諸条件を概ね満たしている場所について、2ページの「1 新たな候補地選定の取り組みについて」により選考を進めていきます。）

**1** 現稼働施設がある、さくら市松島・小入・早乙女行政区境から2km圏外、かつ、現稼働施設から半径10km程度の範囲内。

※組合と地元3行政区との協定書の遵守と収集・運搬の合理化

**2** 概ね平坦地であり、約4haの敷地面積が確保できること。

**3** 予定地の周辺道路が整備されていること。

**4** 地形・地質に適していること。

**5** 都市計画や農用地利用計画変更等の手続きに支障のないこと。

**6** 調整池（雨水）からの放流先（河川等）が確保されていること。

**7** 地元住民の了解が得られる見込みがあること。